

立正大学日蓮教学研究所規程

(名称及び所在)

第1条 本研究所は、立正大学日蓮教学研究所と称する。

第2条 本研究所は、立正大学学則第2章第9条に拠り立正大学内に設置する。

(目的及び事業)

第3条 日蓮教学及び日蓮教團に関する諸般の研究を行い、且つこれを発表し以て祖意を顕揚することを目的とする。

第4条 前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

資料の蒐集、整理及びその刊行

研究及びその成果の刊行

研究生の指導

研究誌の刊行

研究会及び講演会等の開催

その他

(組織)

第5条 本研究所に下記の職員を置く。

所長 1名 本研究所を代表し、これを統括する。

副所長 1名 所長を輔け所長事故あるときはその職務を代行する。

研究主任 若干名 各研究班、研究生の指導及び統括をする。

研究員若干名 所員若干名 研究を担当する。

研究員若干名 研究に協力する。

研究員若干名 研究に従事する。

顧問若干名 所長の諮問に応ずる。

主事 1名 所長の命を受け所務を処理する。

主事補 1名 主事を輔け所務を処理する。

所長は所員会議の推薦にもとづき、立正大学仏教学部（以下仏教学部とする）専任教授中より立正大学長がこれを任せ、学校法人立正大学学園総裁の認証を受ける。

副所長は所員会議の推薦にもとづき、仏教学部教授中より所長がこれを任ずる。

研究主任は所員会議にはかり、所員中より所長がこれを任ずる。

第6条

第7条

第8条

第9条 所員は仏教学部教授会の構成員である教授・准教授・講師がこれに就任する。

2 客員所員は所員会議の推薦にもとづき所長がこれを委嘱する。

第10条 研究員は所員会議の推薦にもとづき、仏教学部の助教・助手及び一般研究者中より所長がこれを任せ、又は委嘱する。

第11条 顧問は所員会議の推薦にもとづき、学識経験者中より所長がこれを委嘱する。

第12条 主事は所員会議にはかり、所員中より所長がこれを任ずる。

主事補は所員会議にはかり、所員・研究員中より所長がこれを任ずる。

第13条 所長・副所長・研究主任の任期は3年とし、主事・主事補の任期は1年とする。

2 顧問の任期は3年とし、客員所員・研究員の任期は1年とする。

3 上記の職員は再任することは妨げない。

(研究生)

本研究所に第4条第3項の目的を達成するため研究生若干名をおく。

第14条

第15条 研究生は立正大学大学院修士課程仏教学専攻在学者・卒業者及びこれに準ずる者の内より選考する。

2 試験については別に定める。

第16条 研究生の選考は筆記試験及び口述試験によるものとする。

第17条 研究生の研究期間は1年とする。但し、継続を認めることができる。

第18条 研究生は、毎年3月末日までに研究の成果を報告しなければならない。

第19条 研究生の指導には研究主任・所員及び研究員がこれにあたる。

第20条 研究生の中に宗費研究生を置くことができる。

2 宗費研究生については別に定める。

(会議)

第21条 会議はこれを所員会議・運営委員会及び総会とする。

2 所員会議は所長・副所長・所員及び主事を以て構成する。

3 所員会議の招集及び議長は所長がこれに当る。

本研究所に第4条第3項の目的を達成するため研究生若干名をおく。

3 所員会議は本研究所の人事並に重要事項に関

し協議・決定する。

附則

第23条 運営委員会は所長・副所長・研究主任・主事・主事補及び運営委員を以つて構成する。

2

運営委員は所員中より所長がこれを任ずる。

3 運営委員会の招集及び議長は所長がこれに当る。

4 運営委員会は本研究所の運営に関する事項について協議・決定する。

第24条 総会は本研究所の職員全員を以つて構成し、

必要に応じて開催する。

2 総会の招集及び議長は所長がこれに當る。

第25条 本研究所は必要に応じて委員会をおくことができる。

(経費)

第26条 本研究所の経費は、立正大学の予算・宗務院の交付金及び一般の寄附により支弁する。

第27条 本研究所の予算是毎年3月中に所員会議の議を経てこれを定め、学長の承認を得てこれを施行し、決算は毎年4月中に所員会議の承認を経、学長に報告するものとする。

1 本研究所内的一般規定は、立正大学学則を準用する。

2 本規程の変更は所員会議の議決にもとづき立正大学長の承認を経てこれをを行う。

3 本規程は、昭和48年3月14日より発効する。本規程は、昭和61年4月1日改正施行

4 本規程は、平成8年5月22日改正、平成8年5月22日施行

5 本規程は、平成19年3月19日改正、平成19年4月1日施行

— 155 —